

国環境収第33号
令和7年11月20日

東京都知事
小池 百合子 様

国立市長
濱崎 真也
(公印省略)

「東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業」に係る
環境影響評価書案等の意見照会について（回答）

令和7年9月29日付7環総政第365号にて意見照会があつたことについて、下記のとおり回答します。

記

1. 地形・地質、水循環、生物・生態系について

「東京都環境影響評価審議会」の審議結果を踏まえた東京都知事意見は「事業区間は二か所で立川崖線と交差し、その周辺の崖線下には複数の湧水及び災害対策用井戸が存在している。本事業では採掘工事等を計画しており、地下水流动の変化や立川崖線の改変による湧出機構の攪乱により湧水等へ影響を及ぼすおそれが考えられるため、地形・地質並びに水循環を環境影響評価の項目として選定すること」としている。

また、国立市内には「ママ下湧水」のほかに、「郷土文化館下」、「谷保天満宮 常盤の清水」などの湧水が存在し、貴重な水環境として市民に親しまれている。これら湧水の集水域は「国立市 湧水の保全に向けた効果的な地下水滋養施策 検討業務委託報告書」のなかで、添付資料の図1、図2のとおりと分析している。

「谷保天満宮 常盤の清水」の集水域は、湧水地点から北西方向に延び、南武線を横断しているほか、「ママ下湧水」も南武線を含む、広域な集水域が形成されている。

このため、これら湧水の集水域において、掘削工事が行われることによる地下水流动の変化や、湧水の湧出機構の攪乱の可能性について再評価を実施するとともに、工事の着手前、工事の施工中、工事の完了後における湧水量の変化など、水環境の継続的なモニタリング体制の構築を含め検討されたい。

結果、湧水量の減少などの事象が確認された場合は、湧水を水源とする矢川及び矢川緑地保全地域における湿性環境等への影響も含め、適切な対応策について検討されたい。

2. 騒音・振動について

資料編P113、高さ方向の鉄道騒音の予測結果では、高さ1.2m地点は現況値を下回り、騒音評価の指標「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」で定める「騒音レベルの状況を改良前より改善すること」を満足する一方、高さ13.2m地点では昼間、夜間ともに予測値が現況値を上回っている。

南武線沿線には、UR富士見台団地や都営富士見台4丁目アパート(旧矢川団地)など、高さ20メートル程度の住宅が多く存在しており、これら住戸が影響を受ける高さの騒音レベルについても、高さ1.2m地点と同様に、連続立体交差事業前より改善されるよう、鉄道騒音予測に反映済の「ロングレール化」、「レールの重量化」、「弾性まくらぎ直結軌道」のほか、必要に応じて実施するとしている「レール削正」、「吸音性防音壁」などについても積極的に検討し、防音壁(1.5m)を高くするなどの措置も含め、騒音対策について、万全を期した実施を検討されたい。

工事用車両による騒音・振動の影響が市内広範に発生しないよう、主要4ルートに限定して工事用車両を運用するとともに、通学時間帯における工事用車両の走行制限についても検討されたい。

工事の施工中の建設機械の稼働に伴う騒音レベルの予測結果は67~80dBで、環境確保条例に基づく指定建設作業に適用する騒音の勧告基準(80dB)を満たしているものの、騒音レベルとしては非常に高い水準であることから、仮囲い(高さ3.0m)を高くするなどの配慮のほか、作業時間帯の配慮、また、同一場所における作業期間に対する配慮など、これら地域住民の生活環境保全について、万全を期した実施を検討されたい。

3. 景観について

工事完了後における鉄道施設の存在が周辺の景観に及ぼす影響について、主要な景観の構成要素はほとんど変化しないものと予測しているが、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度を予測したフォトモンタージュ(P188~194)において、以下の点で改善の余地があると考えることから、検討されたい。

① 図8.4-3~図8.4-9

共通事項橋脚や梁の隅部はピン角のままとなっているが、R面取りなどの景観的配慮を検討されたい。

② 図8.4-3、図8.4-6

地上道路との交差部については、アイストップ景観への配慮として、アーチ形状の採用などの意匠について検討されたい。

③ 図8.4-3、図8.4-5、図8.4-6

防音壁について、面の分節や高架部との見切りなどについて景観的配慮を検討されたい。

④ 図8.4-5、図8.4-7、図8.4-8

フォトモンタージュでは、高架下と側道部の境界に菱形金網フェンスが採用されているが、市民の日常的視線への配慮を含めた意匠について検討されたい。

⑤ 図8.4-8

立川崖線緑地保全地域の一部である「おたかの森」の眺望に対する配慮として、標準スパンの柱間の連続ではなく、長尺スパンを採用して高架下から後背地(おたかの森)が

視認できるよう検討されたい。

⑥ 図 8.4-9

谷保駅からの高架移行区間における擁壁等について、無機質で均質な連續面となることなく、生垣や列植などの植栽により、街路景観の向上に努めることも検討されたい。

⑦ 図 8.4-3～図 8.4-9

構造物の仕上げにおいて、低彩度の色調の導入、化粧型枠の採用によるテクスチュア表現の工夫などについて検討されたい。

P195において『駅舎については、周辺環境や地域景観と調和するようなデザイン、色彩等に配慮するとともに、駅舎の形状や意匠等は、地域の景観づくりに寄与するよう配慮する等、環境保全のための措置を実施することで、評価の指標である「事業地周辺の自然、歴史、文化、地域性等に配慮すること」を満足する』としていることから、高架構造物についても地域景観への配慮について、同様に検討されたい。

また、駅舎のデザイン案については、市民への積極的な情報提供及び意見・要望を十分に考慮し、可能な限り事業計画への反映を検討されたい。

4. 生物・生態系について

調査計画書に対する市長意見として「南武線連続立体交差事業に伴い、地域の場所の価値として大切にされている国立富士見台第三団地のヒマラヤスギや調整池について、市民と意見交換していただきたい」と提出しており、市民からも特に配慮すべき場所として当該場所に対する要望があることから、地域住民との意見交換について誠意をもって対応されたい。

また、本事業によるヒマラヤスギや調整池に対する影響予測の実施などを踏まえ、工事過程の仮線工事等によるヒマラヤスギの地中根への影響など、当該樹木への影響が極力ない形で、事業実施することを検討されたい。

5. 地域住民意見について

市では、市長意見の取りまとめにあたり、環境影響評価書案に対する市民の意見を募集し、都民である当市在住の地域住民より、別添のとおり、5名から8件の意見要望の提出があった。

その内容については上記 1～4 に含めていることから、誠意をもって対応し、十分に検討したうえで可能な限り、本事業に反映するよう努められたい。

5. 今後の協議について

本意見書に対する見解書を踏まえても、なお残る懸案事項のほか、これまで当事業に関連して協議してきた各種事項を含め、国立市と事業者との間で、課題解決に向けた継続的な協議の場の設置について検討されたい。

以上

添付資料

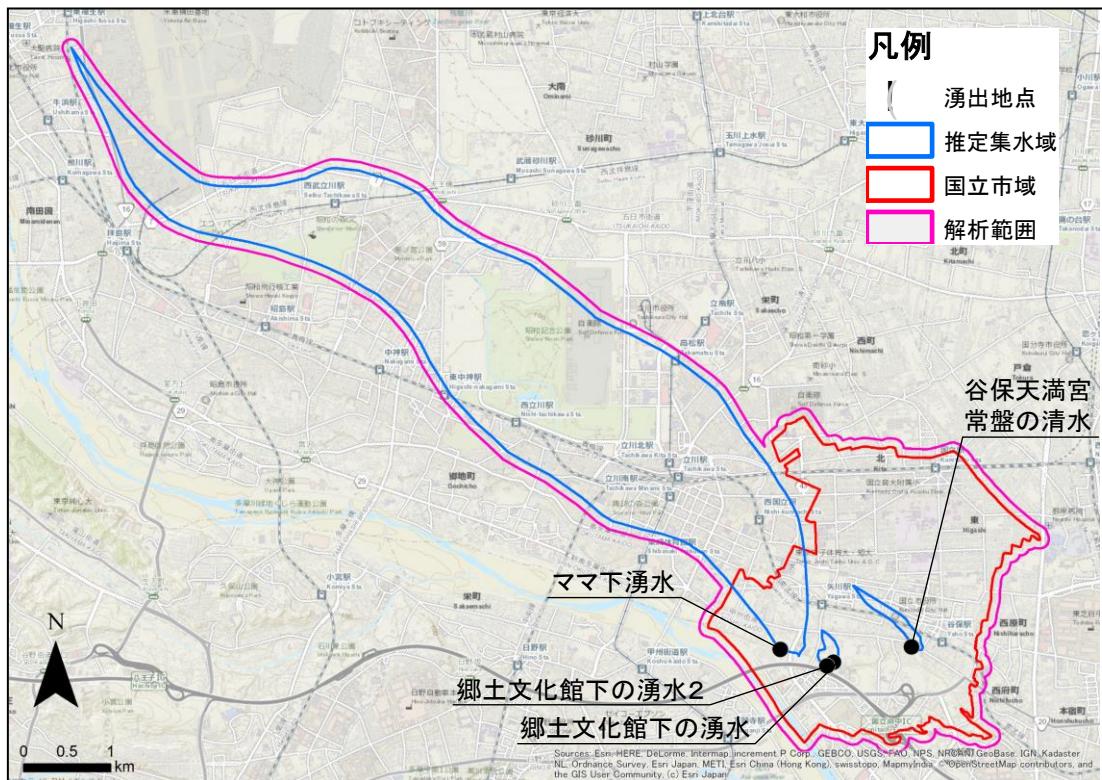


図 1

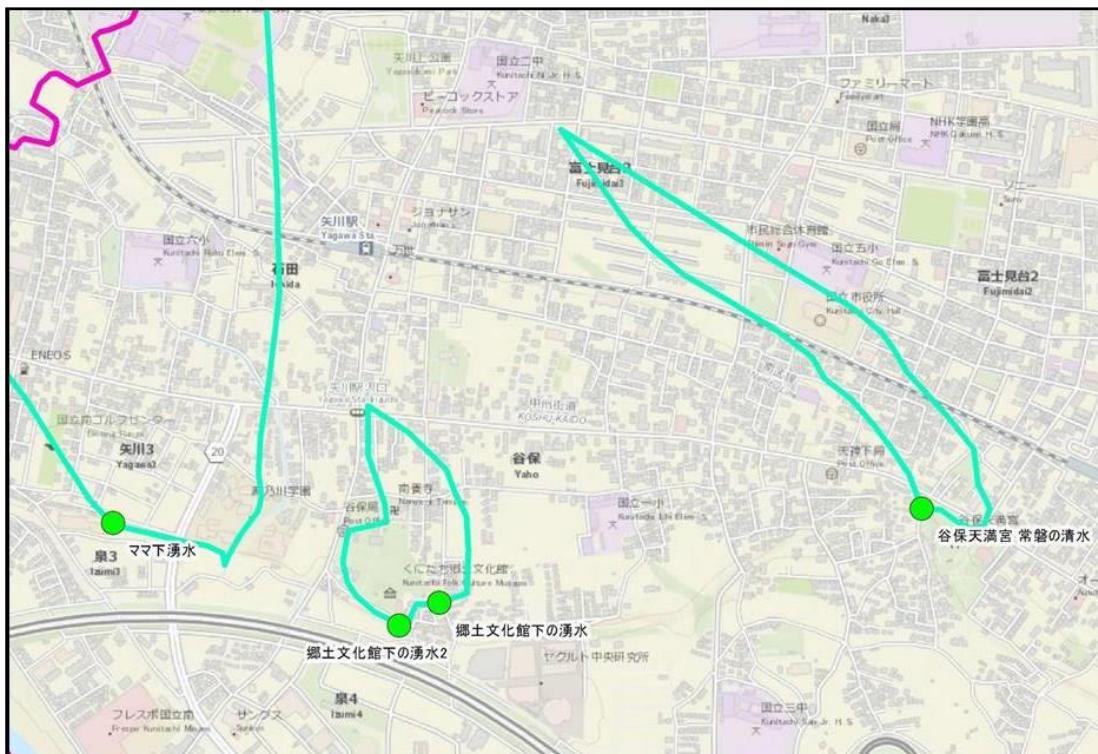


図 2